

# 労働組合の基礎知識

～労働者・労働組合の要求実現のアプローチ方法を学ぶ～

労働組合とは、労働者が団結し、使用者に対して賃金や労働時間などの労働条件を改善するために結成する団体です。憲法第28条では「労働三権」（団結権・団体交渉権・団体行動権）が保障されており、この権利を具体化するために「労働組合法」が定められています。これら労働組合に認められた権利を使い、労働者・労働組合の要求を実現させることができます。

本セミナーでは、法律のポイントを交えながら労働組合の役割や活動内容についてわかりやすく解説します。

7月24日(金) 18:30～20:30 労働組合の強い力【前半】

- ・労働組合とは
- ・労働組合の結成・運営
- ・団体交渉

7月28日(火) 18:30～20:30 労働組合の強い力【後半】

- ・労働協約
- ・争議行為
- ・不当労働行為
- ・変化する時代に対応する労働組合の役割

講師

弁護士 竹村 和也 氏

会場

東京都労働相談情報センター多摩事務所7Fセミナー室  
(立川市柴崎町3-9-2) ※会場案内図は裏面

対象

労働者、テーマに関心のある方

定員

70名（要事前申込・先着順）

申込方法

インターネット・電話でお申し込みください。



申込先

東京都労働相談情報センター多摩事務所事業普及担当【HP】TOKYOはたらくネット  
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>  
電話 042-595-8731

主催

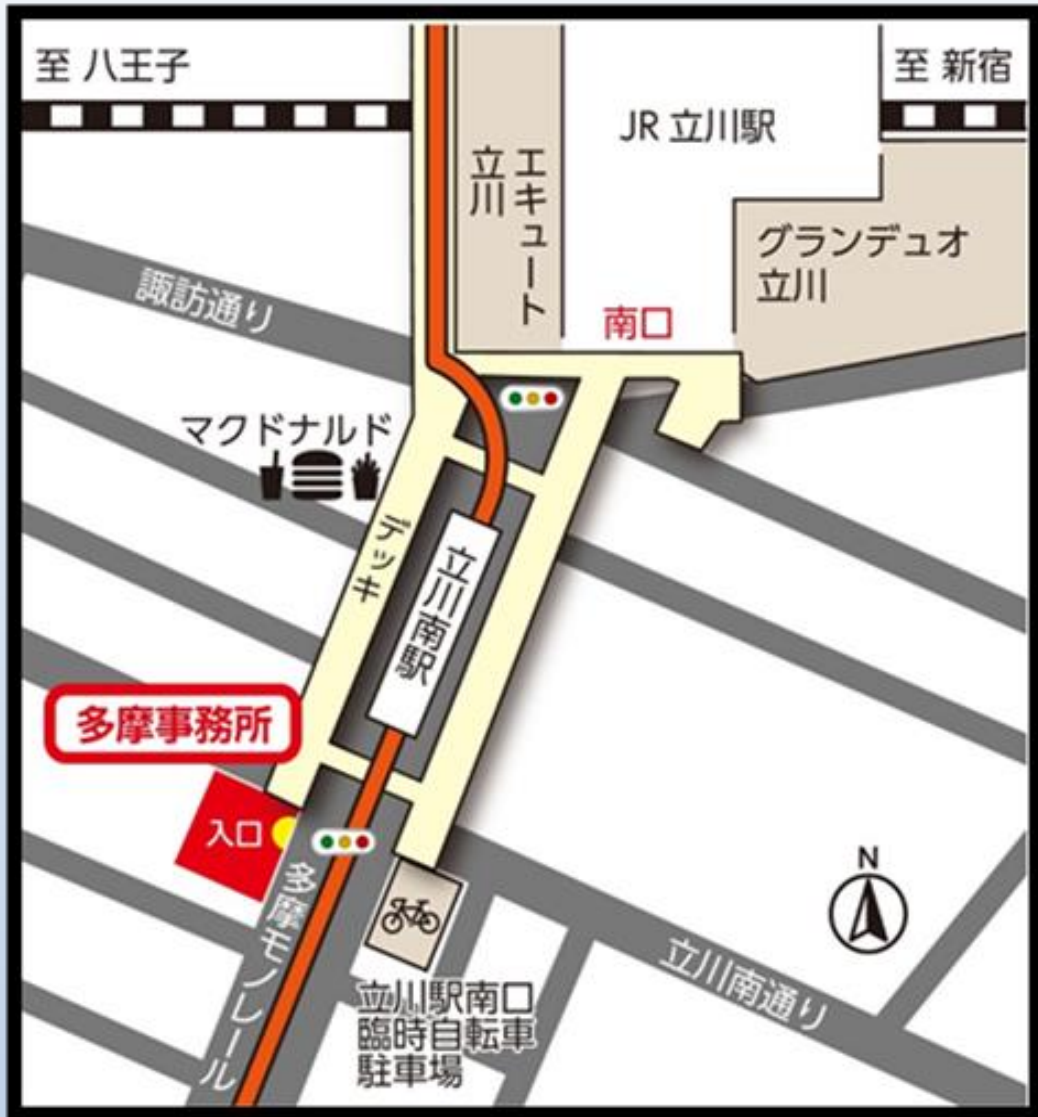


東京都労働相談情報センター多摩事務所

共催

立川市・町田市・西東京市・日野市・国立市

## 会場案内図



### 東京都労働相談情報センター多摩事務所 (〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-9-2)

電話：042-595-8731

〔最寄駅〕

JR線・立川駅 徒歩4分

多摩モノレール線・立川南駅 徒歩1分

多摩事務所 公式LINE

〈友だち募集中〉

セミナー情報などの配信や  
労働相談をご案内しています



※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※天災等による交通機関の運行の影響等やむを得ない事情により、セミナー開催を中止または延期することがあります。中止・延期の際はHP「TOKYOはたらくネット」でお知らせいたしますのでご来場前にご確認ください。

～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。  
詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。